

令和8年度中学校外国語指導助手派遣業務（単価契約）企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年11月21日

岡山市教育委員会教育長 三宅 泰司

1 目的

中学校外国語指導助手派遣業務（単価契約）を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和8年度中学校外国語指導助手派遣業務（単価契約）
- (2) 派遣場所 岡山市立中学校（詳細は別添仕様書（案）のとおり）
- (3) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (4) 契約期間 契約日から令和9年3月15日まで
- (5) 派遣期間 令和8年4月9日から令和9年3月15日まで
- (6) 概算予算額 総額62,832,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (7) 支払条件 毎月払い
- (8) 契約保証金 予定総金額（契約単価に予定総時間数を乗じた額へ消費税及び地方消費税を加えた額）の10/100以上の額
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）「役務」部門の業種「人材派遣業」業種細区分「人材派遣業」に登録されていること。有資格名簿に登録されていない者についても企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出とあわせて、別紙3のとおり有資格名簿の登録に必要な書類と同等の書類（以下「名簿登録書類」という。）を提出し、有資格名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 小学校、中学校又は義務教育学校へ外国語指導助手を、令和3年4月1日以降で、17名以上を10か月間以上継続して派遣する契約を締結し完了した実績を有するこ

と。同時期であれば、複数の契約でも条件を満たすものとする。

- (5) 令和8年度小学校・義務教育学校外国語指導助手派遣業務（単価契約）にも企画提案を行う場合は、同時に45名以上を、令和3年4月1日以降で、10か月間以上継続して派遣する契約を締結し完了した実績を有すること。同時期であれば、複数の契約でも条件を満たすものとする。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年12月23日（火）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年11月28日（金）午後3時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年12月4日（木）午後5時までに掲載
企画提案書及び名簿登載書類の提出	令和7年12月5日（金）～ 令和7年12月23日（火）午後4時必着
ヒアリングの実施	令和8年1月8日（木）を予定
審査結果の通知	令和8年1月14日（水）を予定

※提出期限内であれば、名簿登載書類については、提出した書類の補正は可とします。

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和8年度中学校外国語指導助手派遣業務（単価契約）」として、岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課へ提出すること。

電子メール：gakkoushidou@city.okayama.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>)

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課宛へ持参又は郵送により提出してく

ださい。郵送の場合は、「令和８年度中学校外国語指導助手派遣業務（単価契約）企画提案書在中」と朱書きのうえ、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

（２）提出書類

- ①企画競争参加申請書（様式１）
- ②応募者の会社概要及び実績表（様式２）
- ③労働者派遣事業許可証の写し
- ④実績証明書（様式３－１又は３－２）
- ⑤業務実施体制調書（様式４）
- ⑥企画提案書（様式は自由、カラー印刷、Ａ４判）

別紙１を確認のうえ、以下の事項について提案してください。

- ア 会社概要及び実績について
- イ 外国語指導助手の選考及び採用について
- ウ 外国語指導助手の研修体制について
- エ 外国語指導助手の管理体制について
- オ 外国語指導助手の指導力について

- ⑦見積書（様式は自由）

外国語指導助手１人当たりの時間単価（税抜き）を記載してください。

- ⑧名簿登載書類（別紙３参照）※有資格名簿に登載されていない者のみ

（３）提出部数

上記７（２）①～⑦ 各１１部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの１部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの１０部（副本）

上記７（２）⑧ 各１部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの１部（正本）

（４）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

８ 特定方法等

（１）審査体制

外国語指導助手派遣業務企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（２）審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに 各委員１００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③評価基準（別紙２）の評価項目について、１項目でも０点があれば最適な提案者として特定しません。

④評価基準（別紙２）の評価項目について、一定の基準に達していなければ特定しない場合があります。

（３）ヒアリングの実施

発表時間は１事業者につき２０分程度（説明１５分、質疑応答５分程度を予定）。
詳細な日時、場所については後日お知らせします。

（４）評価基準

別紙２のとおり

（５）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「３ 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額に予定総時間数を乗じた額へ消費税及び地方消費税を加えた額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（６）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

９ 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

また、市議会で本業務に係る予算の議決が得られないとき又は当該予算の執行の承認が得られないときは、この事業は実施しません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとし、
２（８）契約保証については、契約締結までに納付等が必要となります。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

１０ その他留意事項

- （１）提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- （２）提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- （３）特定しなかった提案書は、原則委員会で破棄します。返却が必要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- （４）提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。

- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格に予定総時間数を乗じた額ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (9) 令和 2 年 4 月 1 日施行の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第 7 項の規定による比較対象労働者の賃金その他の待遇等に関する情報は、書面又は電子メールにより提供します。郵送により書面の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課まで送付すること。
- また、電子メールにより送付を希望する場合は、電子メールでメールの件名を「【待遇情報提供依頼】令和 8 年度中学校外国語指導助手派遣業務（単価契約）」として岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課へ提出すること。
- なお、提供した待遇等に関する情報の保管及び使用については、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限ること。
- 郵送：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
- 電子メール：gakkoushidou@city.okayama.jp

【提出先・問い合わせ先】

岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課（岡山市役所本庁舎 8 階）

担当：佐藤 泰輔

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1591

FAX：(086)803-1884

電子メール：gakkoushidou@city.okayama.jp